

総代選挙規約

第1条(目的)

この規約は、定款第46条に基づき組合員の総意を代表する総代を選挙する諸手続を定める事を目的とする。

第2条(選挙権・被選挙権)

組合員は次の場合を除き選挙権、被選挙権を有する。

- ①定款第10条による脱会を申し出ているもの
- ②定款第12条により除名の議決を受けたもの
- ③未成年者、成年被後見人若しくは被保佐人又は被補助人は被選挙権を有しない。

2 組合員はその出資口数の多少に関わらず、各一個の選挙権を有する。

第3条(総代の定数)

総代の定数は定款第45条の定める範囲内で、選挙の都度理事会でこれを定める。

2 選挙されるべき総代の数は、定款の定めに基づく総代数とする。

第4条(選挙管理委員会)

総代選挙は選挙管理委員会(以下委員会という)が管理する。

第5条(委員会の職務等)

委員会は次の事項を管掌する。

- ①選挙人名簿の作成
- ②選挙期日並びに選挙方法の公告
- ③選挙運動に関する管理運営、投票並びに開票の管理
- ④候補者の公告
- ⑤当選者の確定及び公告
- ⑥選挙権、被選挙権の有無、投票の効力、その他選挙に関する疑義の決定
- ⑦その他選挙に関する必要な事務の決定並びにその細則を定める事

第6条(委員)

理事長は、組合員の中から公募の方法により5名の選挙管理委員を任命しなければならない。

2 選挙管理委員の任期は2年とする。

3 選挙管理委員は当該選挙の候補者となる事ができない。

4 選挙管理委員会は選挙管理委員長を互選によって選出する。

5 第1項に規定する方法により委員会を構成できない場合、理事長は、「役員選任規約」第4条第9項の規定により「役員推薦委員会」の委員を選挙管理委員として任命する事ができる。

第7条(補欠選挙)

総代の欠員が選挙区毎の定数の5分の1を超えた時は遅滞なく補欠選挙を行う。

第8条(立候補)

総代の候補者となろうとする者は、投票日の5日前までに書面をもって委員会に届けなければならない。

2 組合員10名以上の推薦による候補の届出がある場合には、これを前項の立候補とみなす。但し、この場

合は総代となろうとする者の書面による承諾書を添付しなければならない。

3 前項による推薦候補者は第3条第2項に定める地区毎の数を超えてはならない。

第9条(選挙)

総代は候補者として届出のあったものの中から選挙する。

第 10 条(無投票当選)

候補者が選挙区別に定めた定数を超えない時は、届出のあった候補者を当選者とする。

第 11 条(届出期間の延長)

委員会は届出期間内に候補者の届出が定数に達しない時は、更に 7 日間を限度として届出期間を延長する。

第 12 条(公告)

委員会は、定款第 83 条に基づいて投票日の 10 日前までに総代の定数、選挙の方法、日時、場所等を公告し、組合員に通知しなければならない。

2 委員会は立候補の届出を受けた時は、速やかに届出の順に従って、その氏名を組合事務所に公示し又は組合員に通知する。

第 13 条(選挙)

総代の選挙は単記無記名投票による。

第 14 条(投票)

投票は、委員会が定めた日時・場所において委員会の定める方法によって行う。

第 15 条(開票)

委員会は投票時限経過後、投票を締め切り、その場所において直ちに開票する。

2 開票には委員会の指名する組合員 3 名以上を立ち会わさなければならない。

第 16 条(当選者の決定)

当選者の決定は得票の多いものから順次地区別に定数に満までの者を当選者とする。

2 得票数が同数で当選者が確定しない時は、抽選によって当選者を決定する。

第 17 条(理事会における選任)

第 8 条ないし第 11 条による総代の立候補がない場合又は立候補者が定数に満たない場合においては総代の選任(定数に満たない場合はその不足する数とする)は理事会の議決により行う。

2 前項の場合理事長は、別に定める「役員選任規約」第 4 条の規定による「役員推薦委員会」に推薦を委嘱

し、その推薦した者を総代候補者として議決する。

3 前項の場合における総代候補者の推薦については、「役員選任規約」第 4 条の規定に準ずる事とする。

第 18 条(公告)

委員会は、当選者が決定した時は、直ちに本人及び理事長に通知し、組合員に公告する。

第 19 条(規約の改廃)

本規約の改廃は総代会の議決による。

附則

本規約は成立の日から施行する。

附則

本規約は 2008 年 6 月 29 日から改定施行する。

附則

本規約は 2020 年 5 月 24 日から改定施行する。